

介護保険利用料の助成・介護保険料の減免についてお知らせします

町では、所得の低い方を対象に介護保険利用料の助成と介護保険料の減免を実施しています。介護保険サービスを利用している方や65歳以上で保険料を納めている方のうち、一定の要件に該当の方が対象となります。該当する方は、申請書類等の提出が必要となりますので、健康増進課窓口までお越しください。

介護保険利用料の助成

介護保険利用料の支払いが困難な方（生活保護受給者世帯は除く）の費用負担（利用料）の一定割合を助成します。これは、町と協定を締結している事業者で介護サービスを利用した場合、「介護サービス利用者

＜表1＞ 介護保険利用料の助成

| 対象者の介護保険料区分 | 助成割合 | 対象サービス |
|--|------|---|
| ①第1段階（※1）に該当する方 | 2分の1 | 全サービス ・ 居宅サービス ・ 施設サービス （食事代・居住費を除きます） ・ 福祉用具購入費 ・ 住宅改修費 |
| ②第2段階（※2）に該当する方 | 4分の1 | |
| ③第3段階（※3）に該当する方 | | |
| ④40歳以上65歳未満の方（「2号被保険者」といいます）で第2・3段階に準じる方 | | |

＜表2＞ 介護保険料の減免

収入の少ない方

- 1 介護保険料区分が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方
【減免の内容：申請日以降に納期を迎える保険料を1/2に軽減します。】
- 2 介護保険料区分が、第2段階の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方
【減免の内容：申請日以降に納期を迎える保険料を1/2に軽減します。】
- 3 介護保険料区分が、第3段階の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方
【減免の内容：申請日以降に納期を迎える保険料を2/3に軽減します。】

要件（次のすべてに該当する方）

- ①住民税課税者と生計を共にしていない。
- ②住民税課税者から医療保険もしくは税法上の扶養を受けていない。
- ③自宅を除き活用できる資産がない。
- ④預貯金額が300万円以下である。

退所、退院などの見込みのない方

- 4 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。（生活保護受給者を除く）
- 5 現在、介護保険が適用されない施設（精神病院など）に6か月以上入院（所）していて、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。（生活保護受給者を除く）

申請の時にご持参いただくもの

- ①印鑑
- ②入院（所）中もしくは収監中であることの証明ができる書類

負担助成認定証」の提示により利用料が割引となるものです。「介護サービス利用者負担助成認定証」の交付対象となる方や対象サービスは、表1のとおりです。なお、福祉用具購入費・住宅改修費、または町と協定を結んでいない事業者のサービスについては、申請書の提出による償還払い方

介護保険料の減免

生活が著しく困窮している方（生活保護受給者世帯は除く）などの介護保険料を減免します。対象となる方は、表2の要件に該当する方です。問合せ 健康増進課 介護保険担当 内線 313・315

※1 保険料第1段階…本人が老齢福祉年金受給者で本人を含めて世帯全員が住民税非課税

※2 保険料第2段階…本人を含めて世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

※3 保険料第3段階…本人を含めて世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方

地域包括支援センターが

移転しました

杉戸町すぎとピア地域包括支援センターが、すぎとピア内から杉戸町役場健康増進課内（第1庁舎）に移転しました。担当地区と電話番号は変わりませんが、名称が「杉戸町すぎと地域包括支援センター」へ変更になりました。なお、杉戸町東埼玉地域包括支援センターに変更はありません。

地域包括支援センターはどんなところ？

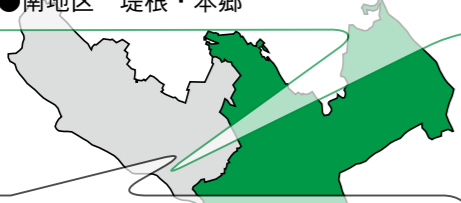
地域で暮らす高齢者の皆さんをさまざまな面から支えるための機関です。あなたの地区の担当地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

杉戸町すぎと地域包括支援センター

〒345-8502 杉戸町清地 2-9-29
杉戸町役場健康増進課内 ☎(36)2620

【担当地区】

- 東地区 大塚・北蓮沼・才羽・佐左工門・遠野・並塚・広戸沼
- 泉地区 木津内・鷺巣・木野川・宮前・目沼・屏風・深輪・椿
- 南地区 堤根・本郷



杉戸町東埼玉地域包括支援センター

〒345-0025 杉戸町清地 2-1-2
デイサービス東埼玉内 ☎(31)0562

【担当地区】

- 西地区 下野・下高野・大島・茨島・高野台東・高野台南・高野台西
- 中央地区 杉戸・内田・清地・倉松・本島

総合相談支援

生活のなかで、困っていることや心配なことはありませんか？介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。※介護保険の申請代行（住宅改修・福祉用具購入含む）もお手伝いします。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人が介護予防サービスを利用する際、また、支援や介護が必要となるおそれの高い人（特定高齢者）が、町で行なう介護予防事業を利用する際に、介護予防サービス支援計画表などを作成し、サービスが利用できるように連絡調整をします。

地域のケアマネジャー支援など

高齢者の方々への支援のほかにも、ケアマネジャーが円滑に仕事が出来るよう支援や指導を行なっています。また、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とのネットワークづくりを支援します。

権利擁護事業

○成年後見制度の利用について

お金の管理や契約などに不安はありませんか？

お金の管理や契約に関することに不安があり、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度が利用できます。必要時、成年後見制度申請のお手伝いをします。

※成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において、適切な判断をすることが難しくなった高齢者のみなさんを支援する制度です。

○高齢者虐待について

高齢者虐待の早期発見に努め、虐待が疑われる場合は関係者と対応をご相談させていただきます。「虐待では？」と思ったときは、ぜひご連絡ください。

地域包括支援センターではこんな仕事をしています